

公益社団法人山口県看護協会会員等の慶弔見舞に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人山口県看護協会（以下「本会」という。）会員及び本会関係者の慶弔見舞について、必要な事項を定めることを目的とする。

(慶弔見舞金)

第2条 会長は、次の各号に掲げる慶弔見舞金を支給するものとする。

- (1) 会員（ただし、常勤役員を除く。以下同じ。）及び本会関係者の死亡
- (2) 会員及び本会関係者の叙勲受章祝
- (3) 本会関係団体等の会館落成及び開所等祝

2 慶弔見舞金の額等は、別表第1に定めるとおりとする。

3 第1項及び前項によりがたい特別の場合は、理事会において額等について決定することができる。

(傷病見舞金)

第3条 会員及び本会関係者が傷病（会務上の傷病を除く。）により、1か月以上の休業をした場合に、傷病見舞金として10,000円を支給する。

(申 請)

第4条 第2条第1号に規定する慶弔見舞金を受けようとするときは、死亡弔慰金申請書（第1号様式）により会長に申請しなければならない。

2 前条に規定する傷病見舞金を受けようとする会員は、傷病見舞金申請書（第2号様式）により会長に申請しなければならない。

(補 則)

第5条 この規程の運用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年3月23日に制定し、平成25年4月1日から施行する。
- 2 社団法人山口県看護協会災害見舞規程は、廃止する。

別表第1

慶弔見舞金

区 分	対 象	見舞金等
死亡弔慰金	会員	10,000円
	本会関係者 ア. 本会と特に密接な関係があったと認められる者 イ. 本会の業務に多大な貢献があったと認められる者 ウ. その他必要と認められる者	10,000～30,000円の香料。(場合に応じて花輪1基又は生花1基を贈ることができる。)
叙勲受章祝金	会員及び本会関係者	必要に応じ、祝金、祝品、祝電を贈ることができる。
会館等の落成・開所等祝金	本会関係団体	親疎に応じ 10,000～20,000円の祝金、又は祝電を贈ることができる。

第1号様式

死亡弔慰金申請書

死亡会員に関する事項	会員番号	JNA	フリガナ 会員氏名	
		県協会		
	所属 施設名			
	死亡年月日	令和 年 月 日		
	死亡理由			
	葬儀場所			
	日時	令和 年 月 日		
喪主氏名		続柄		
摘要				
<p>上記の会員が死亡したので弔慰金を申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 施設名 職名 氏名 ⑩ 連絡先 () -</p> <p>公益社団法人山口県看護協会長 様</p>				

処理事項	受理年月日			決定年月日			支給年月日		
	令和 年 月 日			令和 年 月 日			令和 年 月 日		
	担当者		総務局長	専務理事		会長		決定金額	

第2号様式

傷病見舞金申請書

会員番号	JNA		フリガナ 会員氏名						
	県協会								
所属 施設名									
傷病名									
発病 年月日	令和	年	月	日	治癒 年月日	令和	年	月	日
入院又は 休業期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
上記のとおり証明します。 令和 年 月 日 証明者 職名 氏名 ⑩									
摘要									
上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 申請者 施設名 職名 氏名 ⑩ 連絡先 () - 公益社団法人山口県看護協会長 様									

処理事項	受理年月日			決定年月日			支給年月日					
	令和	年	月	日	令和	年	月	日	令和	年	月	日
	担当者		総務局長		専務理事		会長		決定金額			